

保護者の皆さんへ

豊田市教育委員会

就学援助制度の申請について

1 就学援助制度とは

この制度は、豊田市立小・中学校に就学しているお子さんがいる保護者のうち、経済的な理由で学校へ通学させるのにお困りの方に学用品代、学校給食などを援助し、円滑に教育を受けていただくためのものです。

2 援助を受けることができる方

- (1) 生活保護を受けている方
- (2) 生活保護が停止又は廃止された方
- (3) 経済的にお困りの方（同居家族全員の所得の合計が豊田市の定める基準以内の家庭）

3 所得の目安

世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
所得 (収入)	2,096千円 (3,255千円)	2,764千円 (4,131千円)	3,393千円 (4,916千円)	3,762千円 (5,379千円)	4,328千円 (6,084千円)

※所得とは、給与所得者の場合は源泉徴収票の給与所得控除後の額です。

※同居する方全員の所得を合算します。

※所得の目安は、生活保護基準額の変更に伴い改正します。

※資産や家庭状況等によって認定できる所得の額が変わります。

4 申請書の提出について

小学校で認定されていた方は、すでに小学校へ申請書を提出済みなので、中学校へ申請書を提出する必要はありません。

中学校で新たに認定を希望する方は、「就学援助申請書」と「振込口座確認票」に必要事項を記入し、必要書類を添えて、中学校へ提出してください。

認定結果は学校を通じてお知らせします。4月1日認定分は5月の連休明けになります。

申請書等は中学校の職員室、あるいは中学校のホームページから入手できます。

★4月1日認定の申請期限

- ・ 3月19日（火）までに、益富中の職員室（事務部）へご提出ください。
- ・ 上記の期限後も申請できますが、1年生の入学用品費の支給対象者は4月30日までの認定者となりますのでご留意ください。

5 支給費目

- ① 学用品費
- ② 通学用品費
- ③ 校外活動費
- ④ 新入学児童生徒学用品費（新1年生の4月認定者のみ）
- ⑤ 修学旅行費
- ⑥ 自然教室費
- ⑦ 学校給食費
- ⑧ 医療費（う歯、寄生虫病などの特定疾病）
- ⑨ 通学費

※ 参考：主な費目の中学生の金額例

「① 学用品費」：2,000円/月 「④ 新入学児童生徒学用品費」：6万円
「⑤ 修学旅行費」：実費 「⑥ 自然教室費」：実費 「⑦ 学校給食費」：無償

※ 就学援助の認定を受けられた方は、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）参加費負担金が免除の対象になります。詳しくは次世代育成課でおたずねください。

6 支給方法

申請の口座に振り込みます。ただし、特別な事情のある場合は現金で支給します。

7 その他

申請書だけでは認定できない場合は、担当地区民生委員・児童委員の家庭状況調査が必要になります。

就学援助が認定された場合、担当地区民生委員・児童委員に情報提供をしますので、ご承知おきください。

民生委員・児童委員とは、

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣の委嘱を受け、地域住民の立場に立って活動します。

地域の子どもたちが元気で安心して暮らすことができるよう、地域の見守りや、子育ての不安などの相談支援を行なっています。秘密は守られますのでお気軽にご相談ください。

■ 問い合わせ先

豊田市教育委員会 学校教育課 学事担当 【電話：0565-34-6661】
益富中学校 事務部 就学援助担当 【電話：0565-80-4161】